

資料1-2

令和5年度に活動期末を 迎えるにあたって

活動期間の5年間で完了しておかなければならないこと

地域保全管理構想の作成

活動対象に位置付けた「遊休農地」の解消
「遊休農地」を交付対象面積に含めている場合

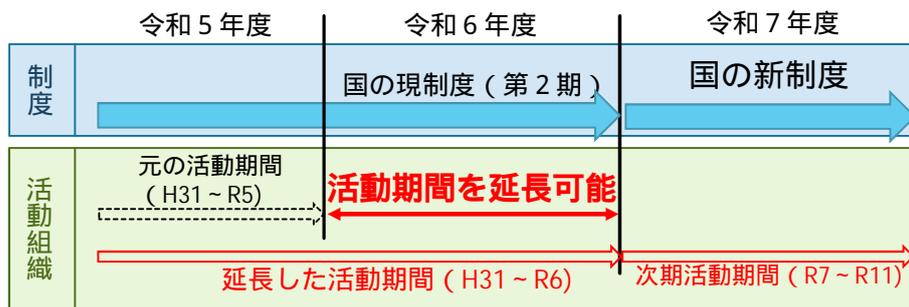
事務・組織運営に関する研修の実施
機械の安全使用に関する研修の実施

機能診断・補修技術に関する研修の実施

活動期間の延長について

国の制度の見直しが令和6年度に行われ、令和7年度から新しい制度が実施される予定です。

令和5年度が活動期末に当たる組織が、国の新制度の開始時期と活動期間を合わせるため、活動期間を1年延長する場合、**特例措置**が適用されます。



特例措置について

活動期間延長の手続きが簡単

期間の延長のみの届け出の場合
(面積の増減、活動内容の変更がある場合は通常書類)

地域資源保全管理構想の作成期限が1年延長

遊休農地の解消期限が1年延長

注意点

特例措置があるのは令和5年度末、令和6年度末に延長する場合のみです。
各種研修については、令和5年度までに実施しておく必要があります。